

○早川町住宅取得補助金交付要綱

令和5年3月20日

告示第19号

(目的)

第1条 活力ある地域づくりの推進に資するため、転入者又は現に町内に住所を有している者が町内に定住する意思を持って自ら居住するための住宅を建築し、又は購入する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で早川町補助金交付規則(平成27年規則第11号。以下「規則」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住の用に供するために建築された一戸建ての家屋又は共同住宅のうち専有部分及びそれに付随する部分をいう。
- (2) 新築住宅 建築工事の完了の日から起算して1年を経過していない住宅であって、居住の用に供したことのないものをいう。
- (3) 中古住宅 建築工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅又は居住の用に供したことのある住宅をいう。
- (4) 取得日 新築住宅又は中古住宅(以下これらを総称して「取得住宅」という。)を自己の所有として登記簿に登録する原因となった日をいう。
- (5) 被扶養者 申請者と同一世帯に属し、主として申請者の扶養を受けている18歳以下の者。
- (6) 家財処分 住宅において使用されず、残置される可能性のある、又は残置された電化製品、家具、食器その他の家財道具の撤去、運搬及び処分をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の

各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有する者又は住所を有する予定の者
- (2) 取得住宅の共有持分を2分の1以上有する者
- (3) 町税等(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条に規定する市町村税及び国民健康保険料をいう。)を滞納していない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象者としなない。

- (1) 取得住宅を国、県又は町等の制度による他の補助金、移転補償、損害賠償等を受けて取得した場合
- (2) 取得住宅を補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)又はその同一世帯の者の3親等以内の親族から取得した場合
- (3) 取得住宅の共有持分が各々2分の1である者で、他の一方の者がこの告示による補助金の交付の申請を行っている場合
- (4) 申請者の同一世帯の者が前項第3号及び第4号の規定に該当しない場合(補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「交付対象経費」という。)は、次に掲げる経費とする。

- (1) 新築住宅の建設又は購入に要する経費(当該新築住宅の敷地の購入費を除き、1,000万円以上のものに限る。)
 - (2) 中古住宅の購入に要する経費(当該中古住宅の敷地の購入費を含み、100万円以上のものに限る。)
 - (3) 中古住宅取得時の家財処分費用(15万円を限度とし、処分費用の2分の1を助成するものとする。)
- (補助金の額および補助要件)

第5条 補助金の額および補助要件は、別表第1のとおりとする。

(提出書類及び提出期日)

第6条 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2
のとおりとする。

(補助金の返還)

第7条 町長は、補助金の交付を受けた者が補助金の交付を受けた日から起算
して5年以内に補助金の対象となった住宅から転居し、又は当該住宅を売却
若しくは譲渡したときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求め
ることができる。

(申請の取下期日)

第8条 申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受理した日から起算
して20日以内とする。

(報告の徴収等)

第9条 町長は、補助金の交付事務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要が
あると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、随時報告を求め、又
は現地調査等を行うことができるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

この告示は、令和8年6月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

補助金の区分	新築住宅	中古住宅取得
基本額	100万円	25万円
配偶者加算	100万円	25万円
子育て支援加算	被扶養者又は出生予定の者1人につき10万円	被扶養者又は出生予定の者1人につき10万円
その他	—	家財処分費の1/2(15万円を限度とする)
補助要件	1. 町内に住所を有する者又は住所を有する予定の者 2. 省エネ基準適合住宅であること 3. 町内者が既存住宅から新築住宅を取得する場合、既存住宅を利用しない場合は解体すること	1. 町内に住所を有する者又は住所を有する予定の者 2. 売主が相続人全員の同意を得ていることかつ納税義務者であること
備考： 1. 配偶者加算は、申請書と同一世帯に配偶者を有する場合に加算する。 2. 申請者を提出した日において被扶養者又は出生予定の者(母子健康手帳で確認できる場合に限る。)がいる場合		

別表第2(第6条関係)

条項	提出書類	添付書類
	提出期日	
規則第4条の規定による書類	住宅取得補助金 交付申請書(様式第1号)	(1) 誓約書(様式第2号) (2) 工事請負契約書又は売買契約書の写し (3) 住民票謄本(続柄が記載されたもの) (4) 母子健康手帳の写し(出生予定の者がいる場合) (5) 世帯全員の前年度の町税等の納税証明書 (6) 工事着工前の現地写真(新築の場合に限る。) (7) その他町長が必要と認める書類
	新築住宅：工事着工前 中古住宅：取得日前	
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による書類	住宅取得補助金 変更(中止、廃止)承認申請書(様式第3号)	変更等の内容がわかる書類の写し
	変更の必要が生じたときから速やかに	
規則第12条の規定による書類	住宅取得補助金 請求書(様式第4号)	(1) 領収書又は振込受付書等の写し (2) 取得住宅及び敷地の登記事項証明書 (3) 敷地の使用貸借等の契約書の写し(敷地の所有者が申請者と同居しない者である場合に限る。) (4) 完成後の全景写真 (5) 取得住宅に転居した後の住民票謄本(続柄の記載されたもの)
	取得日以後速やかに	

様式第1号（別表第2関係）

年 月 日

早川町長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
連絡先

住宅取得補助金交付申請書

住宅取得補助金の交付を受けたいので、早川町補助金交付規則により関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 申請内容

住宅の所在地		早川町	
住宅の種類		<input type="checkbox"/> 新 築 <input type="checkbox"/> 中古住宅	
工事予定期間		年 月 日 ~ 年 月 日	
施工 業者・ 取得 相手方	所在地（住 所）		
	名称（氏名）		
	連絡先	— —	
契約金額		円（消費税を含む。）	
補助申請額		円	
内訳	基本額	配偶者加算	子育て支援加算
	円	円	円

（裏面に続きます。）

2 世帯構成

氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	職業
申請者	本人		年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		

3 添付書類

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (3) 取得住宅の見取図及び位置図
- (4) 住民票謄本（続柄の記載されたもの）
- (5) 世帯全員の前年度の市町村税等の納税証明書
- (6) 工事着工前の現地写真（新築の場合に限る。）
- (7) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（別表第2関係）

年 月 日

早川町長 様

(申請者)

住 所

氏 名

印

連絡先

誓約書

私は、早川町住宅取得補助金の交付を申請するにあたり、以下の事項について誓約します。

記

チェック



1. 私は、早川町の住民として地域の自治活動に積極的に参加し、定住の意思をもって居住します。
2. 私は、住宅取得補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条に該当することとなった場合は、町長が指定する金額を返還します。
3. 私は、要綱第3条第2項の規定に該当していません。
4. 私が取得する新築住宅は、省エネ基準適合住宅であることに間違いありません。（新築住宅取得の場合）
5. 私が町内者である場合、既存住宅から新築住宅を取得するにあたり、既存住宅を利用しない場合は解体します。（新築住宅取得の場合）
6. 中古物件を取得するにあたり、売主が相続人全員の同意を得ており、かつ納税義務者であることを確認した上で契約しています。（中古住宅取得の場合）

様式第3号（別表第2関係）

年 月 日

早川町長 様

申請者 住 所

氏 名

印

連絡先

住宅取得補助金変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 指令 第 号で補助金の交付の
決定の通知があった住宅取得補助金について、次のとおり変更（中止、廃止）し
たいので、早川町補助金交付規則により関係書類を添えて、承認を申請します。

1 申請内容

住宅の所在地	早川町
変更（中止、廃止） の内容	
変更（中止、廃止） の理由	
変更後の新築工事等 金額	円（消費税を含む。）
変更承認申請額	円

2 添付書類

(1) 変更等の内容が分かる書類の写し

様式第4号（別表第2関係）

年 月 日

早川町長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
連絡先

住宅取得補助金請求書

年 月 日付け 指令 第 号で補助金の交付の
決定の通知があった住宅取得補助金について、早川町補助金交付規則により関
係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求します。

1 補助金請求額 金 円

2 補助金の振込先

金融機関名		支店名	
(フリガナ) 口座名義			
口座番号	普通・当座		

3 添付書類

- (1) 領収書又は振込受付書等の写し
- (2) 取得住宅及び敷地の登記事項証明書
- (3) 敷地の使用貸借等の契約書の写し（敷地の所有者が申請者と同居しない者である場合に限る。）
- (4) 完成後の全景写真
- (5) 取得住宅に転居した後の住民票謄本（続柄の記載されたもの）